

金融口座情報自動的交換制度により交換される情報について

税理士 高山 政信

〔事例〕

2018年から日本も実施している金融口座情報自動的交換報告制度（Automatic Exchange of Financial Account Information：以下「AEOI」という。）について、下記に示した疑問がある。なお、国税庁は2018年10月31日に、日本人や日本の法人が海外64か国・地域に持つ約55万件の金融口座情報を入手したと発表している。

- (1) AEOIは租税条約に基づく情報交換と同じものなのか。
- (2) なぜ、米国はAEOIに参加していないのか。
- (3) 日本で申告納税を行っている外国法人の日本支店もこの制度の対象になるのか。
- (4) 外国子会社に出向して日本非居住者となる社員はこの制度の対象か。
- (5) 交換される情報の金額について適用外となる少額基準はあるのか。
- (6) 内国法人或いは居住者が外国に預金等を保有している場合、その国における居住形態の判定は、各国共通か。
- (7) いわゆるタックスヘイブンといわれる国又は地域にある金融口座は交換の対象外か。

〔ポイント〕

- 1 AEOIの概要
- 2 事例の個別問題の検討

〔検討〕

1 AEOIの概要

この制度は、自国の金融機関にある非居住者

の金融口座情報を非居住者の居住地国と交換する制度である。その目的は、脱税及び租税回避の防止であり、OECDにより進められてきたものである。AEOIの執行については、OECDが定めた共通報告基準（Common Reporting Standard：以下「CRS」という。）に基づいて行われることになる。この制度への参加国は、2019年4月現在105である。

2 事例の個別問題の検討

- (1) AEOIは租税条約の基づく情報交換と同じものなのか。

AEOIの根拠となるのは、「多国間の権限のある当局によるAEOIに関する協定（Multilateral Competent Authority on Automatic Exchange of Financial Account Information）」である。国内法としては、2015年度税制改正において、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」（以下「租税条約実施特例法」という。）、同施行令、同省令である。AEOIは通常の租税条約に基づく情報交換ではなく、税務行政執行共助条約第6条を根拠とする各国の権限のある当局による合意という行政協定である。

- (2) なぜ、米国はAEOIに参加していないのか。

米国はスイス最大手の銀行であるUBSが関与した脱税事件に関する米国国内の批判を受けて「外国口座税務コンプライアンス法（Foreign Account Tax Compliance Act：以下「FATCA」という。）」が2010年3月18日に成立

し、2013年1月より施行された。FATCAは、外国金融機関に対して米国人等の口座情報を米国財務省に報告することを規定したものである。米国は、FATCAを制定したことから、米国市民、米国居住者及び米国法人等が保有する米国外の金融口座情報が米国に報告されることになったことから不参加である。

(3) 日本で申告納税を行っている外国法人の日本支店もこの制度の対象になるのか。

源泉徴収では、外国法人が日本に支店等の恒久的施設(PE)を有している場合、一定の所得については源泉徴収が免除されるが、AEOIでは、源泉徴収におけるこのような特例的な取扱はなく、非居住者である個人或いは法人等の金融口座情報を自国に所在する金融機関から受けた税務当局が年に1回交換する制度である。結果として、日本で申告納税をしていることと、AEOIの適用は別で日本支店の金融口座情報はこの外国法人の居住地国の税務当局に報告されることになる。

(4) 外国子会社に出向して日本非居住者となる社員はこの制度の対象か。

日本居住者であった社員が外国子会社等に数年間出向するというケースは多いが、この出向期間中、同社員は日本非居住者となる。CRSによれば、このようなケースであっても、同社員は、報告対象となる非居住者となるが、日本の銀行にある同社員の口座の住所等の変更はないものと思われるので、実際には交換となる金融口座にならない可能性がある。なお、日本の公務員が外国において勤務する場合、その給与は、日本で課税することから、その居住地国は日本となり、AEOI適用から除外されることになる。

(5) 交換される情報の金額について適用外となる少額基準はあるのか。

CRSにおける口座特定手続で既存の場合の手続は、個人口座と事業体口座で次のように分かれている。

① 個人口座では、残高100万ドル以下の場合、公的証明書等により確認された現住所或いは金融機関が管理する顧客情報の電子的記録検索のいずれかで居住地国を特定する。

残高100万ドル超の場合は、金融機関が管理する顧客情報の電子的記録検索、金融機関が管理する紙媒体の顧客情報の検索、リレーションシップマネージャーからの聴取、のすべての方法を実施して居住地国を特定する。

② 事業体口座の場合、残高25万ドル以下は手続不要。25万ドル超の場合、金融機関の保有する情報により、法人等の居住地国、口座を保有する法人等が受動的な非金融機関事業体(その収入の大半が投資所得の事業体等)であるときはその支配者の居住地国を特定する。

なお、新規の場合は上記のような金額による区分はない。

CRSにおける金額による区分は、上記の口座特定手続に関するもので、金融口座の金額基準はない。

(6) 内国法人或いは居住者が外国に預金等を保有している場合、その国における居住形態の判定は、各国共通か。

国税庁及び日本所在の金融機関にとっては、AEOIのCRSに基づく情報を収集、報告することに関心が集中しているが、内国法人或いは日本の富裕層にとっては、外国からどのような交換情報が日本に来るのかという点であろう。例えば、香港における個人の居住形態の判定は、①個人が香港に通常(ordinarily)居住している場合、或いは、②個人が課税年度中に香港に180日超滞在するか、連続する2課税年度に300日を超えて香港に滞在する場合、居住者と判定されることになることから、CRSによりこの判定基準が決められているわけではない。なお、双方居住者の場合は租税条約の規定より判定する。

(7) いわゆるタックスヘイブンといわれる国又は地域にある金融口座は交換の対象外か。

AEOIの参加国には、ケイマン諸島、英領バージン諸島等のタックスヘイブンも参加していることから、タックスヘイブン=交換対象外とはならない。